

千葉県報

定例
令和7年12月19日

主要目次

- 告示
液化石油ガス販売事業者の認定
土地改良区定款の変更認可
県営土地改良事業計画の変更（二件）
公安委員会告示
道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更
一 一 一
- 公告
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（五件）
土地改良区役員の退任及び就任（二件）
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧（三件）
都市計画公園の関係図書の縦覧
二 二 二
- 特定調達公告
落札者等の公告
六 六 五 四 二 二

告示

告示

千葉県告示第六百九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準に適合することについて、認定した。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

| | | |
|----------------------------|-------------------|-----------|
| 氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名） | 住 所 | 認 定 年 月 日 |
| 八日市場瓦斯株式会社 代表 取締役 鶴沢 宜広 | 匝瑳市八日市場八八九一 番地 | 令和七年二月十七日 |
| 房州瓦斯株式会社 代表取締役 役 本間 充 | 館山市館山一、三六五番 地 | 令和七年七月十八日 |

安房農業協同組合 代表理事
組合長 松元 善一

館山市安東七二番地

令和七年九月十八日

千葉県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、野田市江川土地改良区の定款の変更を令和七年十二月十日付けで認可した。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、成田市、佐倉市及び印西市並びに印旛郡酒々井町及び栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 縦覧に供する書類の名称

県営印旛沼地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和七年十二月二十二日から令和八年一月二十六日まで

三 縦覧場所

成田市役所、佐倉市役所及び印西市役所並びに印旛郡酒々井町役場及び栄町役場

千葉県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、香取市の一部を受益地域とする県営堀之内地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。
 なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七
 条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事
 に対して審査請求をすることができ
 また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して
 六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事とな
 る。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを
 知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一
 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の
 審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起
 算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
 県営堀之内地区土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
 令和七年十二月二十二日から令和八年一月二十六日まで
- 三 縦覧場所
 香取市役所

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第40号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運
 転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。
 令和7年12月19日

| | | | |
|--|----------------------|-------------------|----------|
| 運転免許取得者等教育の課程の区分 | 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称 | 千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 | |
| | | 代表者の氏名 | 変更年月日 |
| 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第1号、第2号、 | 京葉自動車教習所 | 変更前 | 令和5年9月1日 |
| | | 代表者の氏名 | |
| | | 稲葉 宗和 森井 達哉 | |

| | | | | | |
|-------------------------------|----------|--------|-----|----------------|---|
| 第4号、第6号及び第8号に掲げる課程 | 姉崎自動車教習所 | 代表者の氏名 | 変更前 | 稲葉 宗和 森井 達哉 | ” |
| 認定規則第1条第1号、第4号、第6号及び第8号に掲げる課程 | | | 変更後 | | |

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模
 小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
 すべき事項について意見を有する者は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日ま
 で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 クリエイトS・D茂原八千代店
 茂原市八千代一丁目一番地四ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
 （仮称）クリエイト茂原八千代店
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称
 クリエイトS・D茂原八千代店
 - 5 変更年月日
 令和五年十二月九日
- 二 届出年月日
 令和七年十一月二十八日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D茂原八千代店

茂原市八千代一丁目一番地四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

3 変更前の駐車場の収容台数

八二台

4 変更後の駐車場の収容台数

六四台

5 駐車場の自動車の出入口の位置の変更

6 変更年月日

令和八年七月二十九日

二 届出年月日

令和七年十一月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで

で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン東習志野

習志野市東習志野六丁目二、二一三番地六

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一

3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積

一五八平方メートル

4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積

二〇八平方メートル

5 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

6 変更年月日

令和八年七月二十九日

二 届出年月日

令和七年十一月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十二月十九日から令和八年四月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クリエイトS・D市原桜台店

市原市桜台一丁目六番地一

用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画公園の関係図書縦覧

令和七年十二月十九日船橋市の変更に係る船橋都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年12月19日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1
①新千葉県立図書館・県文書館複合施設建築工事 ②千葉県県土整備部宮繕課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年10月8日 ④清水・旭特定建設工事共同企業体 千葉市中央区富士見二丁目11番1号 ⑤17,574,700,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年7月22日

その2
①新千葉県立図書館・県文書館複合施設電気設備工事 ②千葉県県土整備部宮繕課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年10月8日 ④雄電・会田特定建設工事共同企業体 千葉市中央区道場北1丁目9番31号 ⑤2,860,000,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年7月22日

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八